35	防災拠点自動車駐車場の利用の禁止又は制限（道路法第48条の29の３）	道路管理者岐阜県知事
36	防災拠点自動車駐車場の利用の制限等の表示（道路法第48条の29の４）	道路管理者岐阜県知事
37	災害応急対策施設管理協定の締結等（道路法第48条の29の６第１項）	道路管理者岐阜県知事
38	車両の停留の許可（道路法第48条の32第１項及び第３項）	道路管理者岐阜県知事
39	利便施設協定の締結等（道路法第48条の37第１項）	道路管理者岐阜県知事
40	自動車駐車場等運営権者との協議（道路法第48条の45）	道路管理者岐阜県知事
41	道路協力団体との協議（道路法第48条の64）	道路管理者岐阜県知事
42	共用管理施設の管理費用に関する協議（道路法第54条の２第１項）	道路管理者岐阜県知事
43	他人の土地の立入又は一時使用（道路法第66条第１項）	道路管理者岐阜県知事
44	長時間放置車両の移動等（道路法第67条の２第１項から第５項）	道路管理者岐阜県知事
45	非常災害時における土地の一時使用等（道路法第68条第１項及び第２項）	道路管理者岐阜県知事
46	他人の土地の立入等に係る損失補償等（道路法第69条）	道路管理者岐阜県知事
47	監督処分（道路法第71条第１項から第３項前段）	道路管理者岐阜県知事
48	道路法に基づく許可等に関する報告、立入検査（道路法第72条の２第１項、第２項）	道路管理者岐阜県知事
49	許可等の条件の付与（道路法第87条第１項）	道路管理者岐阜県知事
50	不用物件と新たに道路を構成する物件との交換（道路法第92条第４項）	道路管理者岐阜県知事
51	不用物件使用の申出及びその引渡しを受けること（道路法第93条）	道路管理者岐阜県知事
52	都道府県公安委員会との調整（道路法第95条の２第１項及び第２項）	中部地方整備局長
53	車両の総重量等の限度の設定（車両制限令第７条第２項）	道路管理者岐阜県知事
54	車両の通行方法の設定（車両制限令第10条第３項）	道路管理者岐阜県知事
55	他の道路の指定（車両制限令第11条第１項）	道路管理者岐阜県知事
56	特殊な車両の認定等（車両制限令第12条）	道路管理者岐阜県知事
57	災害時における車両の移動等（災害対策基本法第76条の６第１項から第４号）	道路管理者岐阜県知事

○中国地方整備局告示第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十八年建設省告示第百九十八号広島圏都市計画下水道事業太田川流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十八年一月三十日至令和十三年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年中国地方整備局告示第百二十一号備後圏都市計画道路事業三・四・百十五号栗柄広谷線及び三・六・百一号中須父石線

三　事業施行期間　自平成二十六年六月二十七日至令和十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一

一　施行者の名称　広島県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年中国地方整備局告示第五十九号備後圏都市計画道路事業三・四・百十五号栗柄広谷線

三　事業施行期間　自令和三年五月十九日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第二十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月十六日

中国地方整備局長　杉中　洋一